

京都市告示第228号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成25年7月18日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

中団子田町自治会

2 規約に定める目的

会は、自治会内の融和を計ると共に相互の親睦を深め、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

(1) 会員の親睦、福利増進に関する事。

(2) 弔慰に関する事。

(3) 交通安全、防犯、防火等に関する事。

(4) ゴミ処理、排水等保健衛生に関する事。

(5) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。

(6) 会独自の行事を実施し、会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

3 区域

京都市右京区西京極徳大寺団子田町1番地から89番地までの区域

4 主たる事務所

京都市右京区西京極徳大寺団子田町2番地25

5 代表者の氏名及び住所

上木吉則

京都市右京区西京極徳大寺団子田町2番地25

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成25年7月11日

(文化市民局地域自治推進室)